

# かべ新聞

第106号

2016年  
9月21日

JR東海労働組合  
新幹線地方本部  
東京車両所分会

## 操縦担当者相互での『相互添乗確認シート』や ウェアラブルカメラの装着を中止せよ！

私たちは、6月22日付「申1号」で、東京修繕車両所構内操縦における「ウェアラブルカメラの試行」に関する申し入れを行いました。これに対して会社は、業務委員会を開催せず『窓口回答』でした。

再度、8月23日「申6号」として、「業務に関する事項や職場の安全管理体制の事項にも関わらず、『窓口回答』のみで業務委員会を開催しないという対応は、協約協定違反である」と抗議し、改めて早急に業務委員会を開催するよう申し入れました。

この「申6号」に対して「基本協約第204条の付議事項に該当しないので開催しない」との回答でした。

私たちからすれば、現場管理者に聞いても明確に答えず、業務委員会の開催にも応じないという対応で、一方的に行うカメラ装着の指示や強要はルール違反です！ よって直ちに中止すべきだ！

## 管理者でもない一般社員の操縦担当者が 他の社員を評価するのはおかしい！

### 提出した『相互添乗確認シート』が勤務査定に反映されたら!?

操縦担当者は、9月より一般社員同士での『相互添乗』が実施されています。目的は「相互に添乗し、技術・技量の向上及び操縦業務に対する意識向上を図る」と業務連絡には記されています。

具体的には、指示された操縦担当者は、指定された入換に添乗して技術・技量を『相互添乗確認シート』に記載されている内容（20項目）について『◎：とても良い。○：良い。△：あと少し。』で記録し、そのシートを管理者に提出するという内容です。

一般社員同士でのチェックや添乗によるプレッシャー、確認シートでの評価等も気になります。まさに、カメラ同様、安全面でも問題です。

**構内操縦従事者のウェアラブルカメラ・相互添乗確認シートでの  
社員管理は労働者同士の監視労働だ！ 直ちに中止せよ！**